

ウッドファーストなあきたの住まいづくり促進事業実施要領（県内版）

制定 平成31年4月1日 林産-175

ウッドファーストあきた推進事業のうちウッドファーストなあきたの住まいづくり促進事業（以下、「本事業」という。）の実施については、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下、「規則」という。）及び、秋田県林業関係補助金等交付要綱（以下、「交付要綱」という。）によるほか、この実施要領に定めるところによる。

第1 趣旨

ウッドファーストあきた推進事業は、地元の木材を優先的に利用する秋田の暮らしを、県民を挙げて実現していくことを通じて、木材の需要拡大を図り、林業・木材産業等地方産業の成長産業化や、地域社会の活力の創出を図るものである。

このうち、本事業においては、地域の木材を優先的に利用する「ウッドファーストな秋田の暮らし」を実現させるため、県産材等の利用や秋田らしい「木づかい」を提案する工務店グループ等に対して助成し、住宅での県産材製品の需要を喚起させることにより、県内での木材需要の拡大を図ることを目的とする。

第2 事業内容等

本事業は、次により実施するものとする。

1 事業内容

県と協定を提携した工務店グループ等が実施する、県産材製品を使用した木造住宅の建築等を推進するための下記の経費について助成するものとする。

- (1) 工務店グループ等が、別に定める「ウッドファーストなあきたの住まいづくり促進事業（県内版）事務取扱要領」の条件を満たした、構造材等へ県産材製品を一定以上使用し、併せて、秋田らしい「木づかい」をした木造住宅を建築した場合に、県産材製品の利用に対する経費の一部を助成する。
- (2) 工務店グループ等が実施する県産材製品を利用した木造住宅のPR等に対する経費の一部を助成する。

2 事業実施主体

本事業の事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）は、別に定める「県産材の利用に関する協定締結要領」により、県と協定を提携した工務店グループ等とする。

3 事業実施期間

補助事業の実施期間は、交付決定通知があった日から令和2年3月15日までの期間で事業実施主体の長が定める期間とする。

第3 県の助成

県は、本事業を実施した場合、予算の範囲内において、事業主体へ交付するものとする。

1 補助対象事業費

この補助金の対象となる事業費は、（実施要領 別表1）に定める経費とする。

この補助金は、国の省庁等が所管する他の国庫補助金等と重複して補助を受けることができる。

2 補助金の額

- (1) 第2の1の(1)の事業については、1戸当たり定額15万円とする。
- (2) 第2の1の(2)の事業については、1工務店グループ等当たり定額とし、その上限を50万円とする。

第4 事業計画

1 事業計画の申請

事業実施主体は、速やかにウッドファーストなあきたの住まいづくり促進事業計画申請書（実施要領 様式第1号、1号-1、1号-2、1号-3）を農林水産部長（以下「部長」という。）に提出するものとする。

2 事業計画の審査及び承認

部長は、1に係る審査を行い、その結果を事業実施主体に通知（実施要領 様式第2号）するものとする。

3 事業計画の変更

- (1) 事業実施主体は、事業計画の変更の必要が生じる場合は、あらかじめ部長に変更計画認定申請書（実施要領 様式第3号）を提出し、承認を受けるものとする。
- (2) 部長は、事業実施主体に前項の結果を通知（実施要領 様式第4号）するものとする。

第5 事業の実施等

1 補助金の交付申請

事業実施主体は、第4の2の計画承認を受けた場合、速やかに部長に対して、交付要綱第2に定める補助金交付申請書（交付要綱 様式第1号）を提出するものとする。この場合、事業計画書（実施要領 様式第1号-1）及び収支予算書（交付要綱 様式第3号）を添付するものとする。

2 補助金交付決定

部長は、1の交付申請があった場合、速やかに事業実施主体に対して、交付要綱第4に定める補助金交付決定（交付要綱 様式第6号）を行うものとする。

3 補助金交付にあたって付すべき条件

2の交付決定にあたり、事業実施主体に対して、次の条件を付すものとする。

- (1) 事業実施主体は、規則、交付要綱、この実施要領等に従わなければならない。また、知事の指示及び命令事項を確実に履行すること。
- (2) 事業実施主体は、本事業に係る事務の取扱について、部長が別途定める事項を遵守し、適正に事業を実施すること。
- (3) 事業実施主体は、本事業の実施に際して、広く県産材利用の啓発を行うこと。
- (4) 事業実施主体は、本事業の収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を、事業終了の翌年度から起算して5年間備え、整理保管しておくこと。
- (5) 事業実施主体がこの条件に違反した場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

4 変更の補助金交付決定

交付決定の変更を行う場合は、1 から 2 及び交付要綱に準ずるものとする。

5 遂行状況報告

- (1) 事業実施主体は交付要綱第 6 に定める補助事業の遂行状況（**交付要綱 様式第 8 号**）について、補助金の交付決定に係る年度の 10 月 31 日現在の遂行状況を、同年 11 月 15 日まで部長に報告するものとする。
- (2) 部長は、(1) により進捗状況を把握し必要に応じ、指導・監督するものとする。

6 実績報告

事業実施主体は、本事業が完了した場合、交付要綱第 7 に定める実績報告書（**交付要綱 様式第 9 号**）を部長へ提出するものとする。この場合、事業実績書（**実施要領 様式第 5 号、5 号-1、5 号-2**）、及び交付要綱第 7 に定める収支精算書（**交付要綱 様式第 3 号**）を添付するものとする。

第 6 経理検査

- (1) 部長は、事業実施主体から第 5 の 6 の実績報告書の提出があった場合、秋田県補助事業工事経理検査実施要領により速やかに経理検査を行うものとする。
- (2) 経理検査後は、交付要綱第 8 に定める補助金の額の確定（**交付要綱 様式第 10 号**）を行い、速やかに補助金を事業主体に交付するものとする。

第 7 その他

この実施要領により難しい事項については、部長の承認を受けるものとする。

附 則

- 1 この要領は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 補助対象事業費について

対象となる経費は、事業を実施する上で必要となる次の経費とする。

- (1) 工務店グループ等の構成員が実施する住宅への県産材製品の利用に係る経費。
- (2) 工務店グループ等が提案する県産材製品を活用した木造住宅のPR等の事業を実施する上で必要となる次の経費。

区 分	内 容
需用費	消耗品費、印刷製本費等
役務費	広告料、通信運搬費、手数料等
使用料及び賃借料	会場借上料、事業用機械器具の借料及び損料
その他	知事が必要と認める経費